

量水器(修繕品)その1

特記仕様書

令和4年度

大阪広域水道企業団

熊取水道センター

特記事項

(大要)

第1条 本仕様書は、大阪広域水道企業団熊取水道センター(以下「センター」という。)が使用する乾式直読式水道量水器(以下「量水器」という。)の修繕品の購入に関する必要な事項を、定めることを目的とする。

(適応法令及び適応規格)

第2条 納入する量水器は、下記の法令、その他関連する関係法令及び適応規格等によるものとする。

(1)計量法関係

- ①計量法
- ②計量法施行令
- ③計量法施行規則
- ④特定計量器検定検査規則
- ⑤指定製造業者の指定等に関する省令

(2)水道法関係

- ①水道法
- ②水道法施行令
- ③水道法施行規則
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(3)日本工業規格[新JIS基準に基づき計量範囲(R)=100のものとする]

- ①JIS B 8570-1
- ②JIS B 8570-2

(4)その他関連する法令等

(量水器の種別及び計量特性)

第3条 納入する量水器の種別及び計量特性は下記のとおりとする。

口径(mm)	名称	指針表示形態	計量範囲R=Q ₃ /Q ₁	定額最大流量Q ₃ (m ³ /h)
13	接線流羽根車式複箱型	乾式アナログ・デジタル併用	100	2.5
20	接線流羽根車式複箱型	乾式アナログ・デジタル併用	100	4.0
25	接線流羽根車式複箱型	乾式アナログ・デジタル併用	100	6.3
30	接線流羽根車式複箱型	乾式アナログ・デジタル併用	100	10
40	たて型軸流羽根車式	乾式アナログ・デジタル併用	100	16

(塗装色)

第4条 蓋は各納期ごとに、緑色、黄色に2分の1ずつ塗装すること。各色の数量の詳細については、第8条納期・納入個数のとおりとする。本体については、酸化防止処理等が施されていること。

塗装色は下記の規格のとおり

	日本水道メーター工業会番号	日塗工色番号
緑色	JWMM00-A02	A45-40P
黄色	JWMM00-A01	A25-75C

(番号の刻印及び納期・納入個数)

第5条 本体(文字盤)および蓋に指示する数字(ハイフンを含む7桁)は、次のとおりとする。

1) 納期 令和 4年 6月10日

		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
緑色	個数	46	186	1	0	2
(修理1回目)	刻印番号	22-2001~22-2046	22-2001~22-2186	22-2001	—	22-2001~22-2002
黄色	個数	47	187	1	0	3
(修理2回目)	刻印番号	22-4001~22-4047	22-4001~22-4187	22-4001	—	22-4001~22-4003
	小計	93	373	2	0	5

(付属品)

第6条 付属品として量水器1個につき、パッキン2枚を付けること。

(提出書類)

第7条 受注者は、製品の承諾書を提出し、担当職員の承諾を受けること。また、納入量水器が上記基準に適合していることが判別できる書類の提出が必要である。必要書類は、器差および性能等を示す書類を基本とし、別途協議すること。

(基準適合証印・検定証印)

第8条 納入する修繕品は、計量法による検定合格品であり、かつ基準適合証印または検定証印の有効期限の満了年月が下記のものとする。

有効期限の満了年月

納期年月	満了年月
令和4年6月	令和12年6月

(納入場所)

第9条 納入場所は下記のとおりとする。

大阪府泉南郡熊取町紺屋二丁目4番1号
大阪広域水道企業団 熊取水道センター

(その他)

第10条 修繕品量水器において、製造過程で修理不能等が発覚した場合は、原則契約相手側において対応する。

センターが量水器を追加して購入する場合、購入価格については、口径・個数にかかわらず契約(見積書記載の金額)した金額とし、その有効期間は令和4年9月10日までとする。

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と協議して決定するものとする。